

英 語 イ ノ ベ ー シ ョ ン 事 業
令和7年度 英語夏期集中講座 業務委託仕様書

1 事業の目的

児童・生徒が英語でコミュニケーションできる力を育成するためには、英語教育担当教員の英語運用能力の向上は重要である。本研修は、本市の小中学校教員を対象に、教員の実用英語技能検定（以下「英語検定」という。）における成績向上をめざすものであり、もって英語運用能力の向上を目的とする。

2 業務概要

- (1) 研修の事前準備
- (2) 研修の実施及び運営
- (3) 受講者の出席管理と到達度評価
- (4) 研修テキストの作成

- ・ 研修テキストは、自社作成・市販を問わない
- ・ 下記部数を準備する。

英語検定対策①②（スタンダードコース 40部 アドバンストコース 40部）

※英語検定対策①②は同一内容であり、上記は合計部数である。

- ・ 研修テキストの著作権の扱いについては、受注者の責任のものとする。
- ・ 研修で使用する資料は、本講座でのみ使用するものとする。
- ・ 研修テキストは、研修の2週間前までに受注者が各受講生のいる学校宛てに納品すること。
- ・ 納品先住所については、電話番号一覧とともに契約後発注者よりデータにて送付する。

※令和6年度実績：20校

3 業務実施場所等について

- ・ Microsoft Teamsにてオンライン研修を実施する。
- ・ 受注者がコースごとに会議をスケジュールし、開講日の10日前までに受講生をチームに招待すること。あわせてメールでも参加用のリンクを受講生に案内すること。
- ・ 発注者は受講生のメールアドレス（必ず研修で使用するMicrosoft Teamsにログインをするもの）を受注者に募集締め切り後速やかに提出する。
- ・ オンライン研修に参加できない者をサポートする体制を整え、オンライン研修への参加方法やサポートデスクの連絡先等、受講者に事前に伝えておく内容を、研修の10日前までに発注者に報告するとともに、受講者全員に伝える。
- ・ 受注者は必要に応じて、接続テスト等を実施する。
- ・ 発注者は受講生を募集する際、オンライン研修に参加可能な環境が必要な旨周知する。

4 業務実施日程

- (1) 英語検定対策①（2日間）

令和7年7月22日（火）・7月24日（木）午前10時～12時、午後1時～5時

- (2) 英語検定対策②（2日間）

令和7年7月23日（水）・7月25日（金）午前10時～12時、午後1時～5時

5 受講者

大阪市の小学校教員および中学校英語科担当教員を受講者とする。発注者は、参加する受講者のレベルに応じて、スタンダードコースとアドバンストコースの2コースを設定すること。また、各コースの定員については以下で設定する。(スタンダードコース、アドバンストコースについての詳細は下記を参照すること。)

英語検定対策① (スタンダードコース 20名 アドバンストコース 20名)

英語検定対策② (スタンダードコース 20名 アドバンストコース 20名)

なお、レベルは受講者の自己申告とし、受講者の募集・決定とコース分けは発注者が行う。

(1) スタンダードコース

英語検定2級をめざす教員を対象とする。

(2) アドバンストコース

英語検定準1級をめざす教員を対象とする。

6 研修内容

英語検定対策① 2日間：令和7年7月22日(火)・7月24日(木)

英語検定対策② 2日間：令和7年7月23日(水)・7月25日(金)

英語検定対策を含め、英語コミュニケーション力向上のための動機づけおよび自己学習の土台を築く内容であること。そのため次の特徴を有すること。

ア それぞれの試験内容の理解を深め、英語コミュニケーション力との関係を理解する。

イ 4技能(「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」)をバランスよく養成するトレーニングを行う。

ウ 英語検定の形式と課題ごと(「表1 英語検定対策講座内容一覧」参照)の項目にしたがって講義・演習を実施する。

エ 各日程とも2日目(①7月24日及び②7月25日)の最後には英語検定試験における到達度を判定できる試験(語彙力・読解力・作文力・聴解力・発話力をそれぞれ問う問題)を実施し、発注者が提出した解答用紙をもとに、結果について一週間以内に発注者に下記の方法にて報告する。

■発注者への提出物

(ア) あらかじめ発注者より提供する受講者名を入力したExcelデータをもとに、判定テストの結果報告書(別紙1～4)に判定結果を入力したうえで提出する。

(イ) 受講者別に個人ファイルを作成し、個人ファイルに判定結果を格納したうえで提出する。

■提出方法

メールもしくは電子媒体(CD-R)で提出する。

(ア) (イ)それぞれにパスワードを設定し、ウイルスチェックを行う。

(イ)の個人ファイルに設定するパスワードについては、発注者が提供する。

7 履行期限

令和7年8月25日(月)

8 守秘義務

受注者は、本契約の履行において知りえた情報の秘密を第三者に漏らしてはならない。

9 講師に求める資質

- ・大学卒業以上の学位を有していること。
- ・日本語で解説や指導ができること。
- ・CEFR C1 レベル以上の英語運用能力を有すること。
- ・企業、大学における教授経験を1年以上有していること。
- ・採用に際し、面接、模擬授業等の選考過程を通過し、講師養成研修を受講していること。

10 その他

- (1) 受注者は、当該研修実施の7日前までに講師に求める資質に記載の CEFR C1 レベル以上に該当する検定試験のスコア（英検・TOEIC 等）を記載した講師一覧（別紙5）を発注者に提出すること。
- (2) 到達度判定試験については、事前に受注者はオンラインで解答用フォームを受講生に配布しておく。問題は試験開始前にオンラインで配布し、当日研修を担当する講師が試験監督を行ったうえで試験を実施する。受講生は解答用フォームに回答を入力、記入し送信をする。なお、スピーキングテストについては、スピーキングの講義中に、個別で実施することも可能とする。
- (3) すべての業務が完了後、業務完了届（別紙6）を作成し、提出すること。
- (4) 受講者からの講習に対する評価・要望等により、発注者が必要と判断した場合、講師の交代を含め、改善を受注者に要求することがある。
- (5) 委託業務にかかる諸費用は、全て受注者の負担とする。

11 備 考

- (1) 契約締結後の本仕様書の解釈については、発注者の解釈に従うこと。なお、本仕様書に記載のない事項については、発注者受注者協議の上決定する。
- (2) 応札にあたっては本仕様書を十分検討し疑義のある場合は、質問受付期間内に事業主管担当に質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。

12 本件仕様書に関する連絡先

〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3-20

大阪市教育委員会事務局 指導部 初等・中学校教育担当 英語イノベーショングループ

TEL: 06-6208-9197 FAX: 06-6202-7055

表1 英語検定対策講座内容一覧

① 7月22日(火) および②7月23日(水)				
	強化する技能	問題の形式	講座の内容	指導方法
10:00-12:00	リーディング	短文の語句 空所補充	文脈に合う適切な語句を補う力の向上を図る。	講義および演習
13:00-15:00		長文の語句 空所補充	パッセージの空所に文脈に合う適切な語句を補う力の向上を図る。	講義および演習
		長文の内容 一致選択	パッセージの内容に関する質問に答える力の向上を図る。	講義および演習
15:00-17:00	ライティング	英作文	指定されたトピックについての英作文を書く力の向上を図る。	講義および演習

① 7月24日(木) および②7月25日(金)				
	強化する技能	問題の形式	講座の内容	指導方法
10:00-12:00	リスニング	会話および文の内容一致選択 ※アドバンスト(準一級)コースは、Real-Life形式の内容一致選択も含む	会話やパッセージの放送内容に関する質問に答える力の向上を図る。 ※アドバンスト(準一級)コースは、Real-Life形式の放送内容に関する質問に答える力の向上を図ることも含む。	講義および演習
13:00-15:00	スピーキング	音読・パッセージに関する応答・イラスト説明・個人意見等	スタンダード(二級)コース、アドバンスト(準一級)コースともに、英語検定試験の二次試験で求められる発話能力のポイントを指導し、発話能力の向上を図る。	講義および演習
15:00-17:00	到達度試験実施		英語検定対策講座内容の理解度を判定できる試験を実施する。	試験

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 研修の事前準備、研修の実施及び運営、受講者の出席管理と到達度評価
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

個人情報等の保護に関する特記仕様書

（個人情報等の保護に関する受注者の責務）

- 第1条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）、大阪市特定個人情報保護条例（令和5年大阪市条例第6号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報等の管理義務）

- 第2条 受注者は、発注者から提供された資料、貸与品等及び業務を行う上で得られた受注者の保有する記録媒体（光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録する等適正に管理しなければならない。
- 2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、業務を完了した後、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を文書により発注者に報告する等適切な対応をとらなければならない。
- 4 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項の管理記録を発注者に提出しなければならない。
- 5 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで業務を中止させることができる。

（目的外使用の禁止）

- 第3条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(外部持出しの禁止)

第4条 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。

(複写複製の禁止)

第5条 受注者は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より文書による同意を得た場合はこの限りでない。

2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第7条を準用する。

(個人情報等の保護状況に関する検査の実施)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。

3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、業務を中止させることができる。

(個人情報の安全管理義務違反に対する措置等)

第7条 発注者は、受注者がこの契約に基づく業務に関し、個人情報保護法第66条第2項において準用する同条第1項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく受注者の業務に従事している者が同法第67条に違反していると認めるときは、受注者に対して、行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。

2 発注者は、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

英語イノベーション事業
令和7年度 英語夏期集中講座 到達度試験 結果報告書

英語検定対策講座① スタンダードクラス

		リーディング			ライティング	リスニング	スピーキング	
	受講者名	短文の語句 空所補充	長文の語句 空所補充	長文の内容 一致選択	英作文	会話・文・実 生活	音読等	合計
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

英語イノベーション事業
令和7年度 英語夏期集中講座 到達度試験 結果報告書

英語検定対策講座① アドバンストクラス

		リーディング			ライティング	リスニング	スピーキング	
	受講者名	短文の語句 空所補充	長文の語句 空所補充	長文の内容 一致選択	英作文	会話・文・実 生活	音読等	合計
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

英語イノベーション事業
令和7年度 英語夏期集中講座 到達度試験 結果報告書

英語検定対策講座② スタンダードクラス

		リーディング			ライティング	リスニング	スピーキング	
	受講者名	短文の語句 空所補充	長文の語句 空所補充	長文の内容 一致選択	英作文	会話・文・実 生活	音読等	合計
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

英語イノベーション事業
令和7年度 英語夏期集中講座 到達度試験 結果報告書

英語検定対策講座② アドバンストクラス

		リーディング			ライティング	リスニング	スピーキング	
	受講者名	短文の語句 空所補充	長文の語句 空所補充	長文の内容 一致選択	英作文	会話・文・実 生活	音読等	合計
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								

講師一覧

(別紙5)

令和 年 月 日

大阪市教育委員会教育長 様

住所または事務所所在地

商号または名称

代表者または受任者氏名

英語イノベーション事業 令和7年度 英語夏期集中講座 業務委託に従事する講師の必要な資質等について、
次のとおり報告します。

英語検定1(スタンダード)

CEFR C1レベル以上に該当する検定試験のスコア

講師氏名

講師養成研修修了年月

検定試験名 取得スコア等

年 月 修了

卒業大学

講師が今までに教授した企業・大学等

大学 学部

年度	企業名・大学名等	年度	企業名・大学名等

英語検定1(アドバンスト)

CEFR C1レベル以上に該当する検定試験のスコア

講師氏名

講師養成研修修了年月

検定試験名 取得スコア等

年 月 修了

卒業大学

講師が今までに教授した企業・大学等

大学 学部

年度	企業名・大学名等	年度	企業名・大学名等

英語検定2(スタンダード)

CEFR C1レベル以上に該当する検定試験のスコア

講師氏名

講師養成研修修了年月

検定試験名 取得スコア等

年 月 修了

卒業大学

講師が今までに教授した企業・大学等

大学 学部

年度	企業名・大学名等	年度	企業名・大学名等

英語検定2(アドバンスト)

CEFR C1レベル以上に該当する検定試験のスコア

講師氏名

講師養成研修修了年月

検定試験名 取得スコア等

年 月 修了

卒業大学

講師が今までに教授した企業・大学等

大学 学部

年度	企業名・大学名等	年度	企業名・大学名等

(別紙6)

担当係長	監督職員

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

大阪市教育委員会
教育長 様

住所又は事務所所在地
受託者 フリガナ
(請負者) 商号又は名称
フリガナ
氏名又は代表者名

受任者名

次のとおり業務が完了しましたのでお届けします。

記

業 務 名 称	英語イノベーション事業 令和7年度 英語夏期集中講座 業務委託		
業 務 場 所	本市指定場所		
契 約 番 号			
契 約 日	年	月	日
期 限	年	月	日
完 了 日	年	月	日
請 負 金 額	金		円

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること